

(公印省略)
環政第 30202-22 号
令和 2 年 1 2 月 1 7 日

環境アドバイザー各位

群馬県知事 山本 一太
(環境森林部環境政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく

1 2 月 1 9 日（土）以降の要請について（依頼）

平素、県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 2 年 1 2 月 1 7 日（木）に開催いたしました、第 3 1 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、警戒度を「3」から「4」に引き上げるとともに、別添のとおり「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1 2 月 1 9 日（土）以降）」を決定いたしました。

つきましては、ECO ぐんまホームページに掲載致しましたので、要請内容につきご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げますとともに、周知くださるようお願い申し上げます。

※ ECO ぐんまホームページアドレス <https://www.ecogunma.jp/?p=3093>

1 発表資料

- (1) 別添 1 … 令和 2 年 1 2 月 1 9 日（土）以降の要請のポイント
- (2) 別添 2 … 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1 2 月 1 9 日（土）以降）

2 前回（1 2 月 1 2 日（土）以降）要請からの変更点（（ ）内は、対象期間）

- (1) 警戒度を「3」から「4」へ引き上げ（1 2 / 1 9 ～）
- (2) 生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請（1 2 / 1 9 ～ 1 / 8）
- (3) 営業時間短縮要請の対象市町村の追加
 - ・第 1 弾：桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市（1 2 / 1 5 ～ 1 2 / 2 8）
 - ・第 2 弾：大泉町、邑楽町（1 2 / 2 2 ～ 1 2 / 2 8）
- (4) 要請内容の詳細につきましては、別添 2 の資料をご確認ください。

担当：環境政策課総務予算係小野里
T E L : 027-226-2812
F A X : 027-223-0154
e-mail : kanseisaku@pref.gunma.lg.jp

(参考)

要請内容に関連した資料等に係る群馬県等ホームページ上のリンク先について本県ガイドラインや要請内容等の最新情報が掲載された本県及び国のホームページのアドレスをご案内いたしますので、必要に応じてダウンロードしてお使いください。

(1) 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

(2) 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版)

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00008.html

(3) 人との接触8割減らす、10のポイント

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100156329.pdf>

(4) 「新しい生活様式」の実践例

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100155916.pdf>

(5) 感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100174552.pdf>

(6) 各業界・施設毎の「感染症対策ガイドライン」作成例

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100154578.pdf>

(7) 業界別ガイドライン (国ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>